

議案第 173 号

川崎市スポーツセンター条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市スポーツセンター条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 4 年 1 月 2 8 日提出

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市スポーツセンター条例の一部を改正する条例

川崎市スポーツセンター条例（昭和 6 0 年川崎市条例第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

別表の 1 施設専用利用料の表中

「

第 3 研修室	幸	1,330円	1,450円	1,690円	1,930円	5,920円
---------	---	--------	--------	--------	--------	--------

」

を

「

第 3 研修室	幸	1,330円	1,450円	1,690円	1,930円	5,920円
軽運動室	幸	1,330円	1,450円	1,690円	1,930円	5,920円

」

に改める。

別表の 3 個人利用料の表中

「

大体育室 小体育室 第1武道室 第2武道室	6歳以上18歳未満の者 18歳以上の学生	120円	120円	120円	120円
	18歳以上の者（学生を除く。）	240円	240円	240円	240円

」

を

「

大体育室 小体育室 第1武道室 第2武道室 研修室 第1研修室 第2研修室 第3研修室 軽運動室	6歳以上18歳未満の者（小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。以下同じ。）入学前の者を除く。） 18歳以上の学生	120円	120円	120円	120円
	18歳以上の者（学生を除く。）	240円	240円	240円	240円

」

に、

「

トレーニング室	12歳以上18歳未満の者（小学生を除く。） 18歳以上の学生	1人1回3時間まで 120円	超過時間30分までごとに 20円
---------	-----------------------------------	-------------------	---------------------

	18歳以上の者（学生を除く。）	1人1回3時間まで 240円	超過時間30分までごとに 40円
温水プール	3歳以上15歳未満の者 15歳以上の中学生	1人1回2時間まで 240円	超過時間30分までごとに 60円
	15歳以上の者（中学生を除く。）	1人1回2時間まで 600円	超過時間30分までごとに 150円

を

トレーニング室（小学生（小学校に在学する者をいう。）が利用する場合にあっては、ボルダリングウォールに限る。）	6歳以上18歳未満の者（小学校入学前の者を除く。） 18歳以上の学生	1人1回3時間まで 120円	超過時間30分までごとに 20円
	18歳以上の者（学生を除く。）	1人1回3時間まで 240円	超過時間30分までごとに 40円
温水プール	3歳以上15歳未満の者 15歳以上の中学生（中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）に在学する者をいう。以下同じ。）	1人1回2時間まで 240円	超過時間30分までごとに 60円
	15歳以上の者（中学生を除く。）	1人1回2時間まで 600円	超過時間30分までごとに 150円

に改める。

## 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

## 参考資料

## 制 定 要 旨

幸スポーツセンターの軽運動室の利用料金の上限額を設定すること等のため、この条例を制定するものである。